

発委第1号

令和8年3月3日

播磨町議会議長 岡田 千賀子 様

提出者 播磨町議会運営委員会
委員長 宮宅 良

専決処分事項の指定の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

(提出の理由)

議会の議決を経て締結した工事請負契約においては、契約金額の5%以内の変更に
ついて専決処分を可能にし、改修工事などの変更事案発生時の対応の円滑化を図ろう
とするものです。

専決処分事項の指定の一部改正

専決処分事項の指定（令和4年12月6日議決）の一部を次のように改正する。

本則第3号中「その契約金額の300万円以内の変更をすること。ただし、1億円以上の工事請負契約については、」を削る。

附 則

- 1 この議決の効力は、令和8年4月1日から生じるものとする。
- 2 この議決の効力が生じる日前に議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決に付された契約については、この議決による改正後の専決処分事項の指定の規定にかかわらず、なお従前の例による。